

物品購入等契約に係る取引停止の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校法人岩手医科大学（以下「法人」という。）における物品の購入に関する規程第2条に定める物品の購入及び製造、役務の提供その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取扱いを定める。

(定義)

第2 この要領において「取引停止」とは、購入等契約の相手方としての選定停止又は既に締結している購入等契約の解除をいう。

(取引停止の措置等)

第3 理事長は、法人の購入等契約の相手方となる可能性がある者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件のうちいずれかに該当する場合は、同表に掲げる取引停止期間を基準として、業者に取引停止の措置をとるものとする。

(取引停止等の始期)

第4 第3の規定による取引停止又は第8の規定による取引停止の解除は、決定の日の翌日から効力が生じるものとする。

(取引停止期間の特例)

第5 業者が一つの事案により別表に掲げる措置要件の二つ以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する停止期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合は、取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

(指名等の取消し)

第6 理事長は、取引停止した業者について、現に見積書等の提出を依頼している場合は、直ちに当該依頼を取り消すものとする。

(取引停止期間中の例外等)

第7 理事長は、取引停止期間中の業者が、他の業者との購入等契約の全部若しくは一部の下請けをし又は再委託先となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止前に下請けをし又は再委託を受けている場合は、この限りではない。

2 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ購入等契約できない等の特別の事情があると認められるときは、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の解除)

第8 理事長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、

当該業者について取引停止を解除するものとする。

(不正業者への通知)

第9 理事長は、第3の規定による取引停止又は第8の規定による取引停止の解除を行うときは、別紙通知書（様式1又は2）により業者に遅滞なく通知するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第10 理事長は、業者に情状酌量すべき特別の事由があるため取引停止を行わないとした場合において、必要と認めるときは、当該業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(取引停止措置等の公表)

第11 理事長は、第3の規定による取引停止又は第8の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

(改廃)

第12 この要領の改廃は、理事長が行うものとする。

(事務)

第13 この要領に関する事務は、財務部用度課が行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

措置要件	停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本法人の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約相手として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>2 本法人の発注する購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約相手として不適当であると認められるとき。</p>	<p>2週間以上4か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が、本法人の教職員に対して不正な利益供与又は申込（公務員に対する贈賄相当の行為をいう。）を行ったとき。</p> <p>ア 業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 業者の役員又は支店若しくは営業所（常時購入契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 業者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>4 次のア、イ又はウに掲げる者が、公務員（国及び地方自治体の公務員を含む。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>ア 4か月以上12か月以内</p> <p>イ 3か月以上9か月以内</p> <p>ウ 2か月以上6か月以内</p> <p>ア 3か月以上9か月以内</p> <p>イ 2か月以上6か月以内</p> <p>ウ 1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>5 本法人との購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号 以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条の第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>6 業者である個人、法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>7 業者である個人又は法人である業者の役員又は業者の経営に事実上参加</p>	<p>事態が解消したと認められるまで</p>

<p>している者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>8 業者である個人又は法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>9 業者である個人又は法人の役員が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>10 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>11 前号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定により罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>事態が解消したと認められるまで</p> <p>事態が解消したと認められるまで</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
---	---

名称
代表者名 様

学校法人 岩手医科大学
理事長名

取引停止通知書

このたび、貴（社） が（の） ① ことは、誠に遺憾であります。

よって、下記のとおり取引停止（購入等契約の相手方としての選定停止又は既に締結している購入等契約の解除をいいます。）を行うこととしましたので通知します。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意願います。

記

1 取引停止期間

自 年 月 日
至 年 月 日

2 取引停止の措置対象取引等

②

3 取引停止の理由

③

備考 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記入する。

②には、物品の販売、製造、役務の提供等を記入する。

③には、措置要件に該当する事実について、概要等を記入する。

名称
代表者名 様

学校法人 岩手医科大学
理事長名

取引停止解除通知書

このたび、貴(社)とは、平成 年 月 日付け第 号をもって取引停止を行っていますが、今般、下記のとおり解除することとしたので通知します。

記

取引停止期間	自 年 月 日 至 年 月 日
解除日	年 月 日
理由	